

令和4年度事業計画

I 令和4年度事業目標

令和4年度は、対外的には「相談事業の見直しと充実化」対内的には「繋がり」を主なテーマに掲げて事業を行い、これに、時事の変化に伴う司法書士業務への対応を目標とする。

「相談事業の見直しと充実化」については、現在、岐阜県司法書士会（以下「本会」という）では相談事業として、常設では司法書士総合相談センター、岐阜県司法書士相続登記相談センターの二つと、毎年1回開催する「司法書士の日・県内一斉司法書士無料相談」「法の日・司法書士法律無料相談会」を開催している他、緊急的措置による司法書士による電話無料相談も実施しているが、本会として主催しているだけではなく、毎年リーガルサポートと共催する成年後見制度の相談会、岐阜県士業連絡協議会が開催する相談会、総務省岐阜行政監視行政センターが主催する一日合同行政相談、各支部で対応されている市町の相談窓口など各所へ相談員を派遣している。

これらの相談事業や相談員の派遣についての現状であるが、新型コロナウイルス感染症が蔓延しているこの2年間においては、司法書士総合相談センターを一部休止せざるを得ない状況が続き、市町への相談員の派遣も中止するなど、不安定な状況が続いており、令和3年2月より開始した岐阜県司法書士相続登記相談センターについても、対面ではなく岐阜県司法書士会館において電話での相談対応であり、本来の相談体制である対面での相談会が開催出来ずにいる。電話での相談対応はある程度相談ニーズの受け皿としての機能を果たすものの、やはり、電話相談では、対面における相談から得られる相互の情報量に劣ることもあり、出来る限り対面での相談を実施したいが、本会としては、相談員に対して新型コロナウイルス感染症への対応を配慮する必要もあり、非対面における相談会の工夫として、愛知県司法書士会で行われているWebを活用した相談体制を本会でも構築することで相談会の充実を図り、まずは、司法書士総合相談センターについて、相談員と利用者相互が対面かWebのどちらかを選択出来るよう、新型コロナウイルス感染症に配慮した上で、相談の間口を広げて利便性を図ることとする。

現在実施している司法書士による電話無料相談の相談件数は低調であるものの、0（ゼロ）でない限り、相談者にとっては有益な情報を得られたのであれば相談会を実施した意味はあると考えられることから、直ちに中止するものでもないが、相談員の確保が困難であるという現実的な問題もあり、今後の継続については検討していきたい。

「繋がり」については、新型コロナウイルス感染症への対応のため、定時総会後の懇親会が2年続けて中止となっており、各支部総会においても同様の状況であること、研修会の開催についてもWeb視聴が中心であり、この結果、会員間の交流機会が極端に不足している状況になっている。交流機会の減少は結果的に本会や各支部への繋がり意識の欠如へと繋

がっていることから、感染症対策を徹底した上で、懇親会や研修会を限定的に開催することや、何らかの形で会員間の交流機会や情報交換の場を設けて繋がりを復活させたい。

時事の変化に伴う司法書士業務への対応については、一つ目として成年後見制度に対する対応である。平成29年から五か年の工程で実施された成年後見制度利用促進基本計画に基づいて各市町において中核機関が設置され、現在その中核機関が運営する成年後見人等受任者調整会議、ケース検討会議などに専門職として多くの司法書士が参加している。会議では、地域包括支援センターや高齢者施設から持ち込まれた事案に対して、後見の開始有無、市長申立の是非、受任団体の選定などのアセスメント会議を行い、受任団体が決定されれば、中核機関より決定された団体へ具体的な後見人等候補者の推薦依頼を行う流れである。中核機関からの推薦依頼は、リーガルサポートに対して、すでに多くの案件が持ち込まれており、受け皿となる会員のなり手不足から推薦依頼に対応できない案件も見受けられるような現状であり、初動における専門職後見人とその後の受け皿となりうる市民後見人の育成と分業の確立が急務となってきた。

成年後見制度利用促進基本計画の第二期計画が令和4年3月25日に閣議決定され、次のフェーズへと移ることとなり、司法書士としても対応が迫られることとなるため、十分にこの第二期基本計画を注視していく必要がある。

財産管理業務である民事信託は、一部において成年後見に置き換わる方法として当初提案されることもあったが、むしろ、それぞれのライフプランに合わせて民事信託と任意後見契約を選択ないし併用することで、顧客に対して様々な提案を行うことが出来ることから、成年後見と民事信託との親和性を十分に理解していく必要があることからこの取り組みを強化したい。

時事の変化に伴う司法書士業務への対応の二つ目として、IT、DX（デジタルトランスフォーメーション）などのデジタル化に対応する事業を行うことが必須である。

民事訴訟手続のIT化はすでに令和2年2月より、Web会議システムを導入して運用が開始しており、今後普及を目指して、書面提出をオンラインによることを弁護士や司法書士に対して義務付ける方向で検討が進められていることから、司法書士としてIT化への対応が増々求められることが予想される。この義務化が直ちに、登記申請へと飛び火する可能性は低いものの、登記申請の完全オンライン化を見据えて準備を怠らないよう、添付書面のデジタル化及び電子認証システムへの基盤整備などの理解など、DXが目指す、デジタル技術を活用してビジネスモデルを変革して、競争上の優位性を確立することを他土業や異業種より先んじて取り組まなければ、10年後における司法書士の存在意義に関わってくるものであることから、IT化、DXなどについての情報収集等を行うなど取組を行いたい。

以上の目標を達成すべく、次の4点を重点項目と掲げ、それに伴う事業を推進していく。

II 事業目標達成するための重点項目

- 1 市民への法的サービスの提供事業
- 2 会議運営、研修会並びに懇親事業の改革と運用
- 3 成年後見制度及び財産管理業務を中心とした司法書士業務を充実する事業
- 4 IT、DX などのデジタル化に対応する事業

III 重点事業

- 1 市民への法的サービスの提供事業
 - (1) 司法書士総合相談センターの活用方法の検討とその運営
 - (2) 相続登記相談センターの運営
 - (3) 法教育活動の充実
 - (4) ギャンブル・薬物等依存症の問題と新たな多重債務問題への対応
 - (5) 行政機関との連携

- 2 会議運営、研修会並びに懇親事業の改革と運用
 - (1) 理事会等への WEB 会議システムの構築
 - (2) 研修会の体制の検討
 - (3) 会員間交流事業の検討と運用

- 3 成年後見制度及び財産管理業務を中心とした司法書士業務を充実する事業
 - (1) 成年後見制度利用促進計画への対応
 - (2) 財産管理業務等への取組みの強化

- 4 IT、DX などのデジタル化に対応する事業
 - (1) 改正不動産登記法への対応
 - (2) 商業・法人登記への対応
 - (3) 裁判手続の IT 化への対応